

平成21年度決算に基づく
千葉市健全化判断比率等審査意見書

千葉市監査委員

千葉市長 熊谷俊人様

千葉市監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	近藤千鶴子
同	中島賢治

平成 21 年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 21 年度決算に基づく千葉市健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

平成21年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	2
第3	審査の方法	2
第4	審査の結果	2
1	健全化判断比率の結果	3
2	資金不足比率の結果	3
3	健全化判断比率の状況	4
	(1) 実質赤字比率	4
	(2) 連結実質赤字比率	6
	(3) 実質公債費比率	8
	(4) 将来負担比率	10
4	資金不足比率の状況	12
5	比率の前年度比較	14
6	意見	18

表記に関する注意事項

- 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律については、「自治体財政健全化法」と記載した。
- 2 実質公債費比率（単年度）は、算定の基礎となる事項を記載した書類上では小数点以下第5位まで表示されるが、小数点以下第3位を四捨五入して表記した。
- 3 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満を切り捨てた。

平成21年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

次のとおり各会計等の平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに上記の算定の基礎となる事項を記載した書類(以下「算定書類」という。)

健全化判断比率等の対象

自治体財政健全化法上の区分		千葉市の会計 全19会計				
一般会計等 8会計	一般会計	母子寡婦福祉資金貸付事業	実質赤字比率			
	一般会計等に属する特別会計 7会計	霊園事業		連結実質赤字比率		
		都市計画土地区画整理事業				
		市街地再開発事業				
		公共用地取得事業				
		学校給食センター事業				
		公債管理				
		国民健康保険事業			実質公債費比率	
	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計 5会計	老人保健医療事業				将来負担比率
		介護保険事業				
		後期高齢者医療事業				
競輪事業						
病院事業						
公営事業会計 11会計	公営企業会計 6会計	下水道事業	資金不足比率			
		水道事業				
		農業集落排水事業				
	法適用事業 3会計	中央卸売市場事業				
		法非適用事業 3会計		動物公園事業		
一部事務組合 (千葉県市町村総合事務組合) 広域連合 (千葉県後期高齢者医療広域連合)						
外郭団体 (都市整備公社・土地開発公社) 千葉県まちづくり公社						

第2 審査の期間

平成22年7月7日から同年8月5日まで

第3 審査の方法

市長から審査に付された平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定書類について審査した。審査にあたっては、算定書類は適正に作成されているか、その計数は証拠書類と一致しているか、比率が適正に算定されているかなどを主眼に、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率の結果、状況、前年度比較及び意見は、次のとおりである。

1 健全化判断比率の結果

平成21年度決算に基づく健全化判断比率は、表1のとおり、早期健全化基準を下回っている。
 実質赤字比率は、実質赤字額がないため、前年度と同様に発生していない。
 連結実質赤字比率は、当年度新たに発生し、0.44%である。
 実質公債費比率は、21.1%で、前年度と比較すると1.0ポイント上昇している。
 将来負担比率は、306.4%で、前年度と比較すると3.2ポイント低下している。

表1 平成21年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

区分	平成21年度	平成20年度	前年度増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	-	11.25	20.00
連結実質赤字比率	0.44	-	0.44	16.25	40.00
実質公債費比率	21.1	20.1	1.0	25.0	35.0
将来負担比率	306.4	309.6	△3.2	400.0	

(備考) 実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「-」を記載している。

2 資金不足比率の結果

平成21年度決算に基づく各公営企業における資金不足比率は、表2のとおり、資金の不足額がないため、前年度と同様に発生していない。

表2 平成21年度決算に基づく各公営企業における資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計名	平成21年度	平成20年度	経営健全化基準
病院事業	-	-	20.0
下水道事業	-	-	
水道事業	-	-	
農業集落排水事業	-	-	
中央卸売市場事業	-	-	
動物公園事業	-	-	

(備考) 資金の不足額がないため、「-」を記載している。

3 健全化判断比率の状況

平成21年度決算に基づく健全化判断比率の審査における各比率の主な着眼点、状況及び構成は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す比率

ア 主な着眼点

- (ア) 歳入・歳出総額は、実質収支に関する調書と一致しているか。
- (イ) 一般会計等に属する会計は、正しく区分されているか。
- (ウ) 翌年度に繰り越すべき財源は、地方財政状況調査表（決算統計）作成要領等に則り、適正に算定されているか。

イ 比率の状況

一般会計等の実質収支額は、7億923万円であり、黒字となったことから、実質赤字比率は発生していない。

$\text{実質赤字比率} \quad [-] \quad = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad [\Delta 709, 232 \text{千円}]}{\text{標準財政規模} \quad [195, 016, 837 \text{千円}]}$
--

(備考) 一般会計等の実質赤字額がないため、比率は「-」となる。

ウ 比率の構成

一般会計等の実質赤字額は、表3のとおり、歳入総額 5,203億6,155万円から、歳出総額 5,190億9,931万円を差し引いた形式収支額 12億6,223万円から、翌年度に繰り越すべき財源 5億5,300万円を差し引いたもので、△7億923万円である。

標準財政規模は、表4のとおり、主な経常一般財源である市税、県からの交付金、地方譲与税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えたもので、1,950億1,683万円である。

表3 一般会計等の実質赤字額

(単位：千円)

区分	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支額 C = A - B	翌年度に繰り越すべき財源 D					実質収支額 C - D	一般会計等 の実質赤字額 - (C - D)
				継続費 通次繰越 a	繰越 明許費 b	事故 繰越し c	事業繰越 d	翌年度に繰り 越すべき財源 D = a + b + c + d		
一般会計	353,086,403	351,843,893	1,242,510	681	485,872	46,725		533,278	709,232	△ 709,232
母子寡婦福祉 資金貸付事業	251,128	231,414	19,714				19,714	19,714	0	
霊園事業	592,782	592,782	0					0	0	
都市計画土地 区画整理事業	497,276	497,276	0					0	0	
市街地 再開発事業	2,386,140	2,386,129	11		11			11	0	
公共用地 取得事業	3,342,261	3,342,261	0					0	0	
学校給食 センター事業	2,119,806	2,119,806	0					0	0	
公債管理	158,085,755	158,085,755	0					0	0	
合計	520,361,551	519,099,316	1,262,235	681	485,883	46,725	19,714	553,003	709,232	

(備考) 区分欄での2行目以下は、特別会計を示す。

表4 標準財政規模の内訳

(単位：千円)

区 分	平成21年度
市税（市民税・固定資産税・軽自動車税・ 市たばこ税・鉦産税・事業所税）①	158,659,874
県からの交付金（利子割・配当割・株式等譲渡所得割・地方消費税・ ゴルフ場利用税・自動車取得税・軽油引取税）②	17,466,585
地 方 譲 与 税 ③	2,678,694
地 方 特 例 交 付 金 ④	2,064,961
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 ⑤	361,634
普 通 交 付 税 ⑥	0
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額 ⑦	13,785,089
標 準 財 政 規 模 （ ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ ）	195,016,837

※1 標準財政規模

地方公共団体における一般財源の標準的な規模を示すものであり、地方交付税の算定に用いた計数により算出する。

※2 臨時財政対策債発行可能額

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債の発行可能額である。

(2) 連結実質赤字比率

全19会計を対象とした連結実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す比率

ア 主な着眼点

(ア) 国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業及び競輪事業の5会計の歳入・歳出総額は、実質収支に関する調書と一致しているか。

(イ) 全19会計は、自治体財政健全化法上の区分で正しく整理されているか。

イ 比率の状況

全会計の実質収支額及び資金剰余額の合計が、△8億6,989万円となり、当年度新たに8億6,989万円の連結実質赤字額が発生している。連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を標準財政規模1,950億1,683万円で除したもので、0.44%である。

連結実質赤字比率 〔0.44%〕	=	$\frac{\text{連結実質赤字額} \quad [869,892\text{千円}]}{\text{標準財政規模} \quad [195,016,837\text{千円}]}$
---------------------	---	--

ウ 比率の構成

連結実質赤字額は、表5のとおり、一般会計等の実質収支額7億923万円、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計の実質収支額△73億4,846万円及び公営企業会計6会計の資金剰余額57億6,934万円を加えたもので、8億6,989万円である。

国民健康保険事業等5会計（一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計）の実質収支額は、表6のとおり、歳入総額1,369億8,088万円から、歳出総額1,443億2,934万円を差し引いた形式収支額と同額の△73億4,846万円である。

表5 連結実質赤字額

(単位：千円)

区 分		実質収支額又は資金剰余額	
一般会計等 8 会計 ①		709,232	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計 5 会計	国民健康保険事業 ②	△ 7,524,463	
	老人保健医療事業 ③	5,130	
	介護保険事業 ④	137,240	
	後期高齢者医療事業 ⑤	32,973	
	競輪事業 ⑥	653	
小計 △7,348,467			
公営企業会計 6 会計	法適用事業 3 会計	病院事業 ⑦	2,634,623
		下水道事業 ⑧	1,764,050
		水道事業 ⑨	1,370,670
	法非適用事業 3 会計	農業集落排水事業 ⑩	0
		中央卸売市場事業 ⑪	0
		動物公園事業 ⑫	0
小計 5,769,343			
合 計 ①+②+③~+⑩+⑫		△ 869,892	
連結実質赤字額		869,892	

(備考) ①～⑥については実質収支額、⑦～⑫については資金剰余額を記載している。

表6 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計の実質収支額

(単位：千円)

区分	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支額 C = A - B	翌年度に繰り 越すべき財源 D	実質収支額 C - D
国民健康 保険事業	75,671,889	83,196,352	△ 7,524,463	0	△ 7,524,463
老人保健 医療事業	196,035	190,905	5,130	0	5,130
介護 保険事業	39,584,370	39,447,130	137,240	0	137,240
後期高齢者 医療事業	6,305,268	6,272,295	32,973	0	32,973
競輪事業	15,223,319	15,222,666	653	0	653
合計	136,980,881	144,329,348	△ 7,348,467	0	△ 7,348,467

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金が、標準財政規模に占める割合を表す比率

ア 主な着眼点

- (ア) 地方債の元利償還金・準元利償還金は、適正に計上されているか。
- (イ) 地方債の元利償還金に充当した都市計画税等の特定財源は、適正に計上されているか。
- (ウ) 地方債の元利償還金等に係る基準財政需要額の算入額は、適正に計上されているか。

イ 比率の状況

実質公債費比率は、表7のとおり、平成19年度から平成21年度までの単年度の実質公債費比率3か年分を平均したもので、21.1%である。

表7 実質公債費比率

(単位：%)

平成19年度	20.26
20年度	20.89
21年度	22.22
実質公債費比率 (3か年平均)	21.1

ウ 比率の構成

平成21年度の実質公債費比率(単年度)は、次のとおり算定されている。

平成21年度 実質公債費比率 (単年度) [22.22%]	$\left(\begin{array}{ c } \hline \text{①} \\ \hline \text{地方債の} \\ \text{元利償還金} \\ \hline \text{35,925,253千円} \\ \hline \end{array} \right) + \left(\begin{array}{ c } \hline \text{②} \\ \hline \text{準元利償還金} \\ \hline \text{41,661,083千円} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{ c } \hline \text{③} \\ \hline \text{特定財源} \\ \hline \text{12,423,045千円} \\ \hline \end{array} \right) + \left(\begin{array}{ c } \hline \text{④} \\ \hline \text{元利償還金・} \\ \text{準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額} \\ \hline \text{28,056,386千円} \\ \hline \end{array} \right)$				37,106,905千円
	$\left(\begin{array}{ c } \hline \text{⑤} \\ \hline \text{標準財政規模} \\ \hline \text{195,016,837千円} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{ c } \hline \text{④} \\ \hline \text{元利償還金・} \\ \text{準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額} \\ \hline \text{28,056,386千円} \\ \hline \end{array} \right)$				166,960,451千円

実質公債費比率の算定内訳は、表8のとおりである。

地方債の元利償還金は、359億2,525万円である。

準元利償還金のうち企業債の償還に係る公営企業会計繰出金は、108億1,992万円である。その主なものは、下水道事業で82億7,878万円、病院事業で14億1,940万円となっている。

また、公債費に準ずる債務負担行為は、46億4,802万円である。その主なものは、大宮学校給食センター及び少年自然の家などのPFI事業によるもの7億4,102万円、都市再生機構が行う小中学校建設事業等に係る五省協定によるもの2億2,607万円、都市整備公社による公共施設整備等その他に区分されるもので36億8,092万円である。

表8 実質公債費比率の算定内訳

(単位：千円)

区 分		金 額		
分 子	地方債の元利償還金 ①	35,925,253		
	準元利償還金 ②	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還額	26,162,866	
		企業債の償還に係る 公営企業会計繰出金	病 院 事 業	1,419,406
			下 水 道 事 業	8,278,785
			水 道 事 業	567,933
			農 業 集 落 排 水 事 業	307,546
			中 央 卸 売 市 場 事 業	168,634
			計 10,819,924	動 物 公 園 事 業
		公債費に準ずる 債務負担行為	PFI事業によるもの	741,025
	五省協定によるもの		226,075	
	計 4,648,021		そ の 他	3,680,921
計 41,661,083	一時借入金利子	30,272		
特定財源 ③	12,423,045			
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	28,056,386			
分子 (①+②) - (③+④)	37,106,905			
分 母	標準財政規模 ⑤	195,016,837		
	分母 ⑤-④	166,960,451		

※1 地方債の元利償還金

一般会計等における地方債の元金と利子の償還に係る経費であり、繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る経費を除いたものである。

※2 準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるとみなされる経費である。満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還に相当するもの（市債管理基金積立相当額）、公営企業債返済に充てたとみなされる公営企業会計繰出金、公債費に準ずる債務負担行為及び一時借入金である。

※3 特定財源

都市計画事業の財源として発行した地方債の元金や利子の償還に充てた都市計画税及び公営住宅使用料等である。

※4 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方債の元利償還金やそれに準ずる準元利償還金に係る経費として、地方交付税の算定に基づき、算入された元利償還金及び準元利償還金の額である。

※5 公債費に準ずる債務負担行為（五省協定によるもの）

「宅地開発又は住宅建設に関連する利便施設の建設及び公共施設の整備に関する了解事項」（昭和42年6月1日建設事務次官・大蔵事務次官・文部事務次官・厚生事務次官・自治事務次官）通知などに基づき、都市再生機構（旧都市基盤整備公団など含む。）が整備した公共施設又は公用施設の建設に係る債務負担行為に基づく当年度負担額である。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に占める割合を表す比率

ア 主な着眼点

(ア) 地方債の現在高は、満期一括償還分の地方債の市債管理基金積立額を含んだ実現在高となっているか。

(イ) 公営企業会計繰出見込額は、過去3か年の繰入実績等を基に適正に計上されているか。

(ウ) 将来負担額に充当可能な特定財源の見込額は、適正に計上されているか。

イ 比率の状況

将来負担比率は、将来負担額 1兆1,257億9,815万円から充当可能財源等 6,141億9,858万円を差し引いた額を、標準財政規模 1,950億1,683万円から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 280億5,638万円を差し引いた額で除したもので、306.4%である。

	[1,125,798,159千円-614,198,585千円=511,599,574千円]
将来負担比率 =	将来負担額 - 充当可能財源等
[306.4%]	-----
	標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
	[195,016,837千円-28,056,386千円=166,960,451千円]

ウ 比率の構成

将来負担額の内訳は、表9のとおりである。

将来負担額は、一般会計等の地方債の現在高 7,953億1,185万円、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額 648億8,930万円、公営企業会計繰出見込額 1,853億2,784万円、退職手当負担見込額 585億6,853万円、設立法人等の負債額等負担見込額 200億8,444万円（土地開発公社 160億1,360万円、都市整備公社 39億9,689万円、千葉県まちづくり公社 7,395万円）、連結実質赤字額 8億6,989万円及び中小企業資金融資制度補償見込額 7億4,627万円を加えたもので、1兆1,257億9,815万円である。

充当可能財源等の内訳は、表10のとおりである。

充当可能財源等は、充当可能基金 277億4,224万円（市債管理基金 229億7,946万円、財政調整基金 15億7,845万円、その他基金 31億8,431万円）、充当可能な特定財源見込額 1,917億6,046万円（都市計画税 1,807億1,089万円、公営住宅使用料 87億8,160万円、その他特定財源 22億6,796万円）及び基準財政需要額算入見込額 3,946億9,587万円を加えたもので、6,141億9,858万円である。

表9 将来負担額の内訳

(単位：千円)

区 分		金 額
地 方 債 の 現 在 高	①	795,311,859
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額	②	64,889,308
企業債の償還に係る公営企業会計繰出見込額	③	185,327,849
退 職 手 当 負 担 見 込 額	④	58,568,536
設立法人等の負債額等負担見込額	土 地 開 発 公 社	16,013,605
	都 市 整 備 公 社	3,996,890
	計 20,084,445 ⑤	73,950
連 結 実 質 赤 字 額	⑥	869,892
中 小 企 業 資 金 融 資 制 度 補 償 見 込 額	⑦	746,270
将 来 負 担 額	(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	1,125,798,159

表10 充当可能財源等の内訳

(単位：千円)

区 分		金 額
充 当 可 能 基 金	市 債 管 理 基 金	22,979,467
	財 政 調 整 基 金	1,578,458
	計 27,742,242 ①	3,184,317
充 当 可 能 な 特 定 財 源 見 込 額	都 市 計 画 税	180,710,891
	公 営 住 宅 使 用 料	8,781,608
	計 191,760,467 ②	2,267,968
基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額 ③		394,695,876
充 当 可 能 財 源 等	(①+②+③)	614,198,585

※1 退職手当負担見込額

当該団体の職員の全員が当年度末において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額である。

※2 基準財政需要額算入見込額

地方債の現在高及び公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額等に対して、その償還に要する経費として普通交付税の算定に際して用いる、基準財政需要額に算入されることが将来見込まれる額である。

4 資金不足比率の状況

平成21年度決算に基づく資金不足比率の審査における主な着眼点及び公営企業会計ごとの比率の状況は、次のとおりである。

・資金不足比率

公営企業会計6会計ごとの資金の不足額が、事業規模に占める割合を表す比率

(1) 主な着眼点

ア 法適用企業会計の流動負債、控除未払金等、流動資産及び営業収益が、貸借対照表等と一致しているか。

イ 法非適用企業会計の歳入総額及び歳出総額が、実質収支に関する調書と一致しているか。

(2) 比率の状況

法適用企業会計3会計においては、いずれも資金剰余の状況であり、資金の不足額がないため、資金不足比率は発生していない。また、法非適用企業会計3会計についても、資金の不足額がないため、資金不足比率は発生していない。

資金不足比率 [-]	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模 (営業収益)}}$
		資金の不足額 ・ 法適用企業 (流動負債－控除未払金等－流動資産) ・ 法非適用企業 -(歳入総額－歳出総額－翌年度に繰り越すべき財源)

(備考) 資金の不足額がないため、比率は「-」となる。

公営企業会計における資金不足比率は、表11のとおりである。

表11 公営企業会計における資金不足比率

(1) 法適用企業会計

(単位：千円)

区分	資金の不足額 A				事業の規模 (営業収益) B	資金不足比率 A/B
	流動負債 a	控除未払金等 b	流動資産 c	資金の不足額 A = a - b - c		
病院事業	1,321,395	0	3,956,018	△ 2,634,623	11,542,112	—
下水道事業	3,203,384	42,700	4,924,734	△ 1,764,050	21,538,581	—
水道事業	2,807,624	0	4,178,294	△ 1,370,670	1,053,352	—

(2) 法非適用企業会計

(単位：千円)

区分	資金の不足額 A'					事業の規模 (営業収益) B'	資金不足比率 A' / B'
	歳入総額 a	歳出総額 b	翌年度に繰り越 すべき財源 c	資金剰余額 D = a - b - c	資金の不足額 A' = -D		
農業集落 排水事業	457,160	457,160	0	0	0	56,717	—
中央卸売 市場事業	1,041,110	1,041,110	0	0	0	500,275	—
動物公園事業	1,214,628	1,214,628	0	0	0	424,930	—

※1 法適用企業会計

地方公営企業法第2条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計である。

※2 法非適用企業会計

地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外の特別会計である。

※3 控除未払金等

平成21年度決算において貸借対照表に計上されている一時借入金又は未払金で、建設改良費に係るものであって、その支払いに充てるために平成22年度に地方債を起すこととしているものである。

5 比率の前年度比較

平成21年度決算に基づく健全化判断比率等の主な構成要素の前年度との比較は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、前年度と同様に発生していない。

これは、一般会計において実質収支額が、7億923万円の黒字となったことによるものである。実質赤字比率の分子である一般会計等の実質赤字額は、表12のとおり、△7億923万円となっており、一般会計等を対象とした黒字額は、前年度に比べ3億4,296万円増加している。

表12 一般会計等の実質赤字額の前年度比較

(単位：千円)			
区分	平成21年度	平成20年度	増減額
一般会計 の実質収支額 ①	709,232	366,266	342,966
一般会計等に属する 7特別会計の実質収支額 ②	0	0	0
合計 ①+②	709,232	366,266	342,966
一般会計等の実質赤字額	△ 709,232	△ 366,266	△ 342,966

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、当年度新たに発生し、0.44%となっている。

その主な要因は、表13のとおり、国民健康保険事業の実質収支額の赤字が、前年度と比較すると56億7,532万円増加したが、同事業の赤字額を一般会計や他の特別会計の実質収支額等で補てんできなかつたことによるものである。

連結実質赤字比率の分子である連結実質赤字額は、8億6,989万円となっており、全会計を対象とした収支状況は、前年度と比較すると58億5,198万円悪化している。

表13 連結実質赤字額の前年度比較

区分	(単位：千円)		
	実質収支額又は資金剰余額		
	平成21年度	平成20年度	増減額
一般会計等 ①	709,232	366,266	342,966
国民健康保険事業 ②	△ 7,524,463	△ 1,849,140	△ 5,675,323
老人保健医療事業 ③	5,130	181,735	△ 176,605
介護保険事業 ④	137,240	533,026	△ 395,786
後期高齢者医療事業 ⑤	32,973	82,486	△ 49,513
競輪事業 ⑥	653	16,796	△ 16,143
病院事業 ⑦	2,634,623	2,610,618	24,005
下水道事業 ⑧	1,764,050	1,640,542	123,508
水道事業 ⑨	1,370,670	1,399,761	△ 29,091
農業集落排水事業 ⑩	0	0	0
中央卸売市場事業 ⑪	0	0	0
動物公園事業 ⑫	0	0	0
合計 ①+②+③～+⑪+⑫	△ 869,892	4,982,090	△ 5,851,982
連結実質赤字額	869,892	△ 4,982,090	5,851,982

(備考) ①～⑥については実質収支額、⑦～⑫については資金剰余額を記載している。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、21.1%となり、前年度と比較すると1.0ポイント上昇している。

単年度の比率を比較すると、表14のとおり、平成19年度から3年連続で上昇している。

平成21年度の単年度の比率について、前年度と比較すると、表15のとおり、地方債の元利償還金が13億2,065万円減少したものの、準元利償還金が24億3,109万円増加したことから、分子は、13億6,666万円増加しており、公債費の負担が高まっていることを示している。

準元利償還金の増の主な要因は、表16のとおり、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還額が30億5,630万円増加したことによるものである。

これは、一般会計等において満期一括償還を行う地方債の割合が増加してきたこと及び市債管理基金から一般会計への貸付けの実施により、地方債の償還財源である市債管理基金の現金保有高が不足していることによるものである。

表14 実質公債費比率（単年度）

(単位：%)

区分	実質公債費比率	前年度増減
平成18年度	19.28	△0.16
19年度	20.26	0.98
20年度	20.89	0.63
21年度	22.22	1.33

表15 実質公債費比率(単年度)の前年度比較

(単位：千円)

区分	分子 A					分母 B			実質公債費比率 (単年度) A/B
	地方債の元利償還金 A'	準元利償還金 B'	特定財源 C'	A'・B'に係る基準財政需要額算入額 D'	分子 A'+B'-C'-D' = A	標準財政規模 A''	A'・B'に係る基準財政需要額算入額 D'	分母 A''-D' = B	
平成21年度	35,925,253	41,661,083	12,423,045	28,056,386	37,106,905	195,016,837	28,056,386	166,960,451	22.22%
20年度	37,245,909	39,229,991	12,555,096	28,180,567	35,740,237	199,277,469	28,180,567	171,096,902	20.89%
増減額	△ 1,320,656	2,431,092	△ 132,051	△ 124,181	1,366,668	△ 4,260,632	△ 124,181	△ 4,136,451	

表16 準元利償還金の前年度比較

(単位：千円)

区分		平成21年度	平成20年度	増減額
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還額 ①		26,162,866	23,106,560	3,056,306
公営企業会計繰出金(企業債の償還に係る)	病院事業	1,419,406	1,374,126	45,280
	下水道事業	8,278,785	8,250,689	28,096
	その他公営企業	1,121,733	1,076,152	45,581
	小計 ②	10,819,924	10,700,967	118,957
公債費に準ずる債務負担行為 ③		4,648,021	5,401,340	△ 753,319
一時借入金利子 ④		30,272	21,124	9,148
準元利償還金 (①+②+③+④)		41,661,083	39,229,991	2,431,092

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、306.4%となり、前年度と比較すると3.2ポイント低下している。

その主な要因は、表17のとおり、将来負担額で56億1,250万円の減、及び充当可能財源等で125億2,583万円の増により、将来負担比率の分子が181億3,833万円減少したことによるものである。

将来負担額の前年度比較は、表18のとおりである。将来負担額は、前年度と比較すると、地方債の現在高が142億8,612万円増加したものの、公営企業会計繰出見込額で78億9,825万円、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額で48億5,152万円及び設立法人等の負債額等負担見込額で43億107万円の減などにより、56億1,250万円減少している。

充当可能財源等の前年度比較は、表19のとおりである。充当可能財源等は、前年度と比較すると、市債管理基金積立金の増により、充当可能基金が60億552万円の増加となり、また、基準財政需要額算入見込額の91億2,361万円の増などにより、125億2,583万円増加している。

表17 将来負担比率の前年度比較

(単位：千円)

区分	分子 A			分母 B			将来負担比率 A/B
	将来負担額 A'	充当可能財源等 B'	分子 A' - B' = A	標準財政規模 A''	A'に係る 基準財政需要額 算入額 B''	分母 A'' - B'' = B	
平成21年度	1,125,798,159	614,198,585	511,599,574	195,016,837	28,056,386	166,960,451	306.4%
20年度	1,131,410,661	601,672,749	529,737,912	199,277,469	28,180,567	171,096,902	309.6%
増減額	△ 5,612,502	12,525,836	△ 18,138,338	△ 4,260,632	△ 124,181	△ 4,136,451	

表18 将来負担額の前年度比較

(単位：千円)

区分	平成21年度	平成20年度	増減額
地方債の現在高	795,311,859	781,025,734	14,286,125
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額	64,889,308	69,740,835	△ 4,851,527
企業債の償還に係る公営企業会計繰出見込額	185,327,849	193,226,101	△ 7,898,252
退職手当負担見込額	58,568,536	62,758,674	△ 4,190,138
設立法人等の負債額等負担見込額	20,084,445	24,385,519	△ 4,301,074
連結実質赤字額	869,892	0	869,892
中小企業資金融資制度補償見込額	746,270	273,798	472,472
将来負担額	1,125,798,159	1,131,410,661	△ 5,612,502

表19 充当可能財源等の前年度比較

(単位：千円)

区分	平成21年度	平成20年度	増減額	
充当可能基金	市債管理基金	22,979,467	17,188,814	5,790,653
	財政調整基金	1,578,458	708,486	869,972
	その他基金	3,184,317	3,839,420	△ 655,103
	小計 ①	27,742,242	21,736,720	6,005,522
充当可能な 特定財源見込額	都市計画税	180,710,891	180,688,314	22,577
	公営住宅使用料	8,781,608	8,541,890	239,718
	その他特定財源	2,267,968	5,133,562	△ 2,865,594
	小計 ②	191,760,467	194,363,766	△ 2,603,299
基準財政需要額算入見込額 ③	394,695,876	385,572,263	9,123,613	
充当可能財源等 ①+②+③	614,198,585	601,672,749	12,525,836	

(5) 資金不足比率

資金不足比率は、前年度に引き続き発生していない。

これは、各公営企業会計において資金の不足額がないことによるものである。

資金剰余額の前年度比較は、表20のとおりであり、病院事業で 2,400万円、下水道事業で 1億2,350万円それぞれ増加し、水道事業で 2,909万円減少している。

表20 資金剰余額の前年度比較

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成20年度	増減額
病院事業	2,634,623	2,610,618	24,005
下水道事業	1,764,050	1,640,542	123,508
水道事業	1,370,670	1,399,761	△ 29,091
農業集落排水事業	0	0	0
中央卸売市場事業	0	0	0
動物公園事業	0	0	0

6 意見

当年度決算に基づく健全化判断比率等の状況は、以上のとおりである。

実質赤字比率については、前年度に引き続き一般会計等の実質収支が黒字であるため、発生していない。しかしながら、歳入において、市債管理基金から一般会計への貸付けを実施するほか、一般財源の不足を補うため臨時財政対策債や減収補てん債を発行している。また、歳出において、国民健康保険事業への収支不足に対する法定外繰出しを行わなかったなど、本市の財政状況は、引き続き極めて厳しいものであり、財政の健全化に向けたさらなる取組みが必要となっている。

連結実質赤字比率については、国民健康保険事業の実質収支の赤字額が前年度に比較し大幅に増加したことから、本市で初めて連結実質赤字額が発生し、0.44%となった。同事業の財源は、保険料、国庫支出金、法定繰入金などで賄うこととされているが、毎年度多額の収支不足が生じていることから、これまで一般会計からの法定外繰入れを行ってきた。しかしながら、当年度は、一般会計の財政状況が厳しいことから、収支不足に対する法定外繰入れが行われなかった。同事業の累積赤字額は、今後さらに増加することが懸念され、その事業の運営は、ますます困難になるものと考えられることから、一般会計からの繰入れや保険料のあり方について検討を深め、収支不足の解消に向けた対策への取組みを図られたい。

実質公債費比率については、前年度において、17政令指定都市の中で上から2番目に高い水準にあったが、当年度比率は21.1%となり、前年度より1.0ポイント上昇し、今後も上昇する見込みである。これは、本市が政令指定都市への移行に伴い、積極的に都市基盤整備を行ってきた結果であり、公債費等の当年度負担が大きくなったことや市債管理基金から一般会計への多額の貸付けを実施していることが影響している。現行の公債費負担適正化計画によると平成24年度に24.6%となり、ピークを迎える見込みである。このため、公債費負担適正化計画を適切に更新するとともに、計画に基づき市債の発行抑制に併せ、市債管理基金の計画的な償還を実施するなど、公債費負担の適正化を図り、実質公債費比率の抑制に努められたい。

将来負担比率については、前年度において、17政令指定都市の中で最も高い比率であった。当年度比率は、306.4%となり、前年度より3.2ポイント低下したが、引き続き高い水準にあることから、長期的展望に立った視点から比率の将来推計を行い、実質公債費比率と同様に市債発行及び債務負担行為の設定を抑制するとともに、市債管理基金への積立てを着実に実行しつつ、市債管理基金等からの借入れに対し計画的な償還を実施するなど、将来負担比率の低減のための具体的な対策を講じられたい。

資金不足比率については、いずれの会計においても資金の不足額がないため、発生していない。しかしながら、病院事業、下水道事業及び水道事業の各公営企業会計においては、今後も施設の改築更新や改良整備などによる多額の財政需要が見込まれることから、資金剰余額が低減し、資金不足が生じないよう財源の確保に留意しながら、さらに経営基盤の強化を図られたい。とりわけ、病院事業については、経営形態の地方公営企業法全部適用への移行が予定されているので、これを踏まえて的確な対応を図られたい。

なお、健全化判断比率等の市民への公表にあたっては、自治体財政健全化法の趣旨を踏まえ、比率の算定結果に加えて、比率の将来の見通し及び改善方策などを市民にわかりやすく説明することにより、今後の市政運営に対して市民の理解と協力が得られるよう、引き続きより一層の工夫をされることを要望する。